

指定管理者の選定結果（非公募用）

- 1 施設 の 名 称 静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」
- 2 指定管理者の名称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会
- 3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 非公募

ア 非公募の理由

【該当項目】

ウ 更新を行う障害者福祉施設で、同一団体による継続的かつ安定的な管理運営が求められる施設

【該当理由】

当該施設は、公設の児童発達支援センターとして、民間の事業所での受け入れが困難である医療的ケアを必要とする障がい児や、強度行動障害を持つ障がい児の受け入れを優先的に行っている。

このため、運営に当たっては、①看護師、心理士、作業療法士等の障がい児支援及び相談に対するより高度な専門的知識や豊富な経験を有する人材を多数配置すること②医療機関、保健所・保育園・児童相談所等、地域の関係機関等との幅広いネットワークを有することが必要である。

現状において、以上の要素を充足した施設の管理運営において実績を有しているのは現指定管理者以外にいないことから、今回の指定管理者の選定にあたっては、非公募とする。

- イ 募 集 期 間 令和2年10月16日～令和2年11月16日
- ウ 募集対象団体 社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和2年12月3日

(イ) プレゼンテーション 令和2年12月3日

イ 審査委員会

委員長 戸塚 直子（障害福祉企画課長）

委員 竹田 憲司（地域リハビリテーション推進センター所長）

〃 萩原 祥古（子ども家庭課長）

〃 石神 志津江（静岡市静岡手をつなぐ育成会副会長）

〃 杉本 尚美（静岡市重症心身障害児（者）を守る会会員）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

（3）審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

（ア）名 称 社会福祉法人恩賜財団済生会支部静岡県済生会

（イ）点 数 74.8点／100点（市が設定した最低基準点70点）

（ウ）指定管理料提示額 59,828千円

イ 総 評（選定の理由等）

（ア）児童発達支援センターとして、医療的ケア児や強度行動障がいのある児童を特に受け入れていく方針を明確に示していること。

（イ）仕様書に記載した資格、免許等を有し、事業運営に必要な人員が確保されており、特に、看護師、心理士、作業療法士等の障がい児支援及び相談に対するより高度な専門的知識や豊富な経験を有する人材が多数配置され、障がいのある児童に対し、専門性の高い療育が行われる見込みがあること。

（ウ）医療機関、保健所・保育園・児童相談所等、地域の関係機関等との幅広いネットワークを活用した事業展開が見込まれること。

（4）指定管理者選定委員会 令和2年12月14日

（5）市議会の議決 令和3年3月11日

（6）指 定 令和3年3月11日

（7）公 告 令和3年3月15日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」

| 基本項目 | 審査項目 | 比率① | 評価② | 点数 ①×② |
|--|--|-----|-----|-----------|
| 【15点】 1. 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。 | 施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。 | × 1 | | |
| | 施設の設置目的を十分に理解し、その目的を達成するための事業が事業計画に盛り込まれているか。 | × 1 | | |
| | 市が示した方向性や目標、その他仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。 | × 1 | | |
| | 【所見欄】 | | | |
| 2. 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。 【25点】 | 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。 | × 1 | | |
| | 利用者のニーズを把握し、サービスの向上のための方策・創意工夫が示されているか。 | × 2 | | |
| | 経費削減の適切な考え方とその具体的な方策が示されているか。 | × 1 | | |
| | 収支計画は妥当か（事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか）。 | × 1 | | |
| 【所見欄】 | | | | |

| 基本項目 | 審査項目 | 比率① | 評価② | 点数 ①×② |
|---|--|-----|-----|-----------|
| 3. 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。 【50点】 | 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。 | × 2 | | |
| | 仕様書に記載した資格、免許等を有し、事業運営に必要な人員が確保されているか。特に、看護師、心理士、作業療法士等の障がい児支援及び相談に対するより高度な専門的知識や豊富な経験を有する人材を多数配置することが示されているか。 | × 2 | | |
| | 職員研修等、人材育成のための計画を有しているか。 | × 1 | | |
| | 個人情報保護等の日常的な安全管理及び事故、災害等緊急時の対応について、具体的な対策が示されているか。 | × 1 | | |
| | 利用者への虐待防止や苦情解決に対して、具体的な取り組みが示されているか。 | × 1 | | |
| | 地域と利用者、また利用者同士の交流を図る等、開かれた施設運営のための具体的な取り組みが示されているか。 | × 1 | | |
| | 医療機関、保健所・保育園・児童相談所等、地域の関係機関等との幅広いネットワークを有しているか。 | × 2 | | |
| | 【所見欄】 | | | |
| 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【100点】 | 財務諸表等の状況について、損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか、また貸借対照表において債務超過となっていないか。 | × 1 | | |
| | 過去数年間における利益又は損失の状況は適正か。(損失が続いていないか。) | × 1 | | |
| | 【所見欄】 | | | |

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

| 満点 | 最低基準 (70%) | 合計点数 |
|------|---------------|------|
| 100点 | 70点 | 点 |

【意見欄】